

障がいのある人の創造活動を支援するためのデザイン*

宮 地 英 和**

1. はじめに

近年では、障がい者の作品の芸術性を高く評価し、アートとして展示したり、商品のデザインに二次利用する取り組みが積極的に行われている。しかし、それらの作品には福祉施設による余暇活動の副産物が含まれていることもあるため、作品の著作権の管理や創造環境の整備について十分に議論されているとは言い難い。

本稿では、はじめに障がい者の作品とアートの関係について歴史的な文脈を概観する。そして、次に障がい者の創造活動を支援する取り組みについての事例を紹介し、作品の二次利用に伴う著作権の問題や創造環境の問題について考察する。そして、筆者自ら実施したプロジェクトとその成果から障がい者の創造活動支援の新たな可能性と今後の課題を具体的に指摘していく。

2. 障がい者の作品とアート

19世紀末の精神病学では、精神障がい者の視覚を対象とした研究が治療の手立てとして精神的に行われており、彼らの作品は重要な研究対象であった。作品の秩序や模写といった傾向を研究していた精神科医プリンツフォルンは、創造力とは全ての人間に生まれつき備わった素質であり、作品の価値基準についてはその造形の水準のみで評価すべきであると位置付けた。

そして、彼らの作品や造形する行為に医学的な治療の研究対象としてだけでなく、人類の文明化によって埋もれた根源的な創造力を見出そうと試みた¹⁾。

20世紀初頭には、精神障がい者の作品は新たな表現・価値として芸術家にも注目されていた。画家デュビュッフェは、文化的な枠組みや価値とは無縁で衝動のままに制作する彼らの作品をアール・ブリュットと定義した²⁾。才能や思想ではなく、その存在自体を重要視する概念は、社会的あるいは文化的な環境要因によってメインストリームの外側に位置づけられる人々の作品も内含し、美術批評家カーディナルによってアウトサイダー・アートと名付けられた。多様な美術の概念を含むアウトサイダー・アートは、広く美術界にも浸透し、一定の権威と地位が与えられるようになった³⁾。

アール・ブリュットとアウトサイダー・アートは、正規の美術教育を受けていない作者によって創造される伝統や流行に支配されていない表現の純粋性に価値を見出した作品のことである。しかし、国内における障がい者の創造活動は社会福祉施策と深い関わりがあるものもあり、作品の評価については、偏見や差別あるいは慈悲といった意識の介入などの問題が残っている。また、作品の著作権や二次利用の問題についても、商業的・社会的な要素が複雑に絡み合い美術関係者や福祉関係者によって絶えず議論されているのが現状である。

* 本稿は広島市立大学平成29年度博士論文による研究成果の一部である。

** 広島経済大学経済学部准教授

3. 障がい者の作品のマネジメントと二次利用

3.1 作品に関する取り組み事例

障がい者とその他のアーティストの作品を同時に展示する美術館にボーダレス・アートミュージアム NO-MA がある。ボーダレスとは、福祉と文化との交差、アートとまちづくりとの協働、障がいの有無の意味である。NO-MA はアール・ブリュット・コレクションやアール・サン・ピエール美術館での共同作品展など、国内の障がい者の作品が海外でアートとして高い評価を受けることに貢献しているだけでなく、近年では、国内やアジア地域における障がい者の作品調査を実施し、新たな才能のある作者の発掘を行っている。

障がい者の創造活動を通して、彼らの社会的立場を高めるという立場から始まったのがエイブル・アート・ムーブメント（可能性の芸術運動）である。社会福祉的な立場から、障がい者の創造活動を仕事として社会に提案することを目的として、作品に関する著作権や契約に関する管理などのマネジメント業務、二次利用やショップの手配、調査研究などを行っている。

行政主導の事例として、障がい者の作品の二次利用によるデザインによって経済的な自立を生み出す就労支援の可能性について考察する取り組みがある⁴⁾。このプロジェクトでは、大学と施設が協働という手法で、美術系大学の教員と学生による障がい者の作品に関するイベントと作品の二次利用による製品開発・普及・販売を行った。その目的は、障がい者アートを活用した自立・社会参加、障がい者の創造活動の啓蒙、障がい者の就労支援である。

3.2 作品の二次利用によるデザイン

障がい者の作品の二次利用による雑誌の表紙デザインについて、作者と出版社のコーディ

ネットを筆者自ら試みた⁵⁾。本企画に賛同した出版社と筆者が、約100点の候補から作品選考を行い、雑誌の表紙デザインに二次利用した。自閉症スペクトラムの作者は日常的に感情を表に出さないが、完成された表紙デザインを見て、感情豊かに喜びを表現しており、作者の情動にも影響があることが確認された。今回のデザインが読者から好評なこともあり、出版社は障がい者の作品を表紙デザインに二次利用する取り組みを継続した。

次に、障がいに対する理解を深めることを目的として、特別支援学校や作業所の作品の企画展を試みた。原画の展示会では、障がいという特性が一つのフィルターとなり、来場者が作者の家族や支援者などの関係者に限られる可能性もあるため、作品の二次利用による広告メディアとしての規格化されたポスター表現にデザインした。今回の「こころで感じるユニバーサル・アート展」⁶⁾では、特別支援学校や作業所10ヶ所の作者17名による22点の作品を展示した。ユニバーサル・アートとは、人類や文化あるいは時代を超越した森羅万象の世界と障がいの有無によって差別されることのないアートである。アンケート調査では、来場者からは、作品の独自性についての賞賛や障がい者に対する意識の変化、また、施設関係者からは、作品発表する機会の提供についての感謝や作者の創造意欲の向上など、双方からより良い結果が得られた。

4. 障がい者の創造活動における環境整備

4.1 環境整備に関する取り組み事例

障がい児の母親や保育園の職員が中心となって設立した生活介護型事業所のアトリエ・コーナスでは、組み立てなどの軽作業が主な日課であった。しかし、設立者白岩が他施設の障がい者の絵画作品に感動したことをきっかけに、アート活動を中心に事業を開始した。古い町家を改築したアトリエは、周りから見えないよう

に部屋を区切れる襖や障子、季節を感じれる坪庭など、日常の暮らしに配慮された空間が確保されており、利用者は各々の場所で自由に創造活動に専念することができる。アトリエ・コナスでは、開放的で創造する環境を整えることによって、地域で生活する障がい者が社会参加できるソーシャルインクルージョンの実現を目指している⁷⁾。

やまなみ工房は、開所当初、軽作業を中心とした下請け作業を行っていたが、現在は多機能型事業所として、粘土や絵画、刺繍、身体の機能訓練、公共施設のメンテナンス、古紙やペットボトルの回収、施設内の喫茶店の6つのグループに分かれて活動を行っている。利用者は本人の意思に基づいて、各グループに所属しているが、個人の活動を制限していないので途中で変更可能である。これは「利用者が喜びで満たされ真剣に向き合えるものが今ここにあるのか⁸⁾」という施設長山下の理念のもと、利用者をグループではなく個として捉え、彼らのアイデンティティを尊重して希望を叶えることに尽力しているからである。やまなみ工房では入所してから自発的に表現活動を始める利用者が多い。その理由の一つに、利用者が自由に利用できる素材と空間、時間を提供していることが挙げられる。

社会福祉法人アトリエ・インカーブでは、利用者全員がアーティストとして在籍しており、知的障がい者が作家として独立することを支援している。代表今中は、障がい者の作品に既存のアートにはない魅力を感じており、「障がいのある人には“creativity”がある⁹⁾」という信念から、「現代に生きる人が生み出すアート＝現代アート」として作品を定義している。そして、障がい者と健常者の橋渡しをする役目を担い、知的障がいのある利用者の創造環境の整備、スタッフの育成、作品の啓蒙などに取り組んできた。作品は海外のギャラリーで展示されるなど、

その芸術性が高く評価されており、近年では所属アーティスト専門のギャラリーを開廊している。また、スタッフの大半は社会福祉士と学芸員の資格を取得しており、福祉だけでなくアートやデザインの専門的な知識を備えた人材育成を実践している¹⁰⁾。

4.2 創造活動における環境整備

創造活動における環境整備の取り組みとして、創造活動を通して社会と繋がることを目的としたデザインコンテストの参加における施設と企業のコーディネートに筆者自ら試みた¹¹⁾。企業では、これまで障がい者がコンテストに参加した前例がないため、社内でコンセンサスを得ることが困難であったが、最終的には本企画の主旨に賛同して頂いた。20代～60代の10名が参加し、厳正な審査の結果、総作品数401点の応募作品の中から作品4点が入賞した。入賞作品は年賀状デザインに採用されカタログやWebで販売された。この取り組みでは、企業は競合他社との差別化に繋がる新たなサービスの可能性を見出し、施設は創造活動の環境整備の必要性を再認識したことが確認された。

次に、創造活動の環境整備と施設スタッフの意識改革を目的としたワークショップを定期的実施した¹²⁾。このワークショップでは注意すべき点として以下の項目を掲げた。

1. 衛生的な空間…清潔で明るく開放的な雰囲気
で作業できること。
2. 自由な移動…自由に動き回ることができる
こと。
3. 安全の確保…事故なく安全に作業できる
こと。
4. 意思の尊重…無理強い絶対しないこと。
5. 表現の自由…創造に関するアドバイスは
しないこと。
6. 依存の抑制…作品をむやみに褒めないこと。
継続的な取り組みによって、施設スタッフの

環境整備に関する意識が向上した。また、参加者も以前よりも真摯に創造活動を行う様子が見られた。こうした事実から、障がい者の周囲の人々と専門家が互いに協力し、創造活動の環境整備を支援することは、彼らの前向きな行動や意欲に繋がること可能性があるといえる。

5. ま と め

反文化的芸術の象徴から生まれたアール・ブリュットとアウトサイダー・アートは、正規の美術教育を受けたアーティストの作品を内合し、美術分野における一定の地位を確立しているため、その定義は曖昧なものになっている¹³⁾。近年では、障がい者の作品がそのような価値のもと再評価され、彼らの創造活動を支援する動向が行政や教育機関などで活発化している。しかし、彼らの作品の多くは社会福祉施策による余暇活動の副産物であるため、偏見や差別などの意識介入なく評価されるのは難しい。また、美術的な価値による作品の保管、発信あるいは不利な条件による譲渡や二次利用などに関する課題が残っているのが現状である。本研究では、こうした課題を解決する取り組みとして、作品の評価だけでなく表現する行為自体を尊重することを試みた。そして、その知見から、障がい者の創造活動の支援には、周囲の人々との積極的な関係性、著作権や所有権などの権利に関す

る知識を備えた人材育成、障がいの特性に配慮した環境整備を継続していくことの重要性が改めて明らかになった。

注

- 1) ハンス・プリンツホルン著、林 晶、ティル・ファンコア訳 (2014) 『精神病者はなにを創造したのか：アウトサイダー・アート／アール・ブリュットの原点』 ミネルヴァ書房, pp. 434-436
- 2) 末永照和 (2012) 『評伝ジャン・デュビュッフエ アール・ブリュットの探求者』 青土社, pp. 112-113
- 3) 服部 正 (2003) 『アウトサイダー・アート』 光文社, pp. 17-21
- 4) 2009年6月から2010年3月にかけて厚生労働省障害者保健福祉推進事業が実施した障がい者アートを活用した障がい者の自立・社会参加に関するプロジェクト。
- 5) 『Grande ひろしま』平成26年秋号に表紙デザインが採用された。
- 6) 2015年2月に旧日本銀行広島支店、2015年8月に八千代の丘美術館で実施した。
- 7) 2016年3月、筆者によるアトリエ・コーナス取材で白岩のインタビューから。
- 8) 2016年3月、筆者によるやまなみ工房取材で山下から提供された生原稿から抜粋。
- 9) 2016年3月、筆者によるアトリエ・インカーブ取材で今中のインタビューから。
- 10) 今中博之 (2009) 『観点変更：なぜ、アトリエインカーブは生まれたか』 創元社, pp. 248-251
- 11) 2015年5月から2015年8月にかけて、筆者がくさのみ作業所と株式会社 SAEDA のコーディネートを行ったプロジェクト。
- 12) 2016年4月から2017年3月にかけて、筆者がくさのみ作業所で実施したプロジェクト。
- 13) 川井田祥子 (2013) 『障害者の芸術表現：共生的なまちづくりにむけて』 水曜社, pp. 32-33